

(I) 令和7年度中間報告

○介護保険事業特別会計 地域支援事業

R7.11.30現在

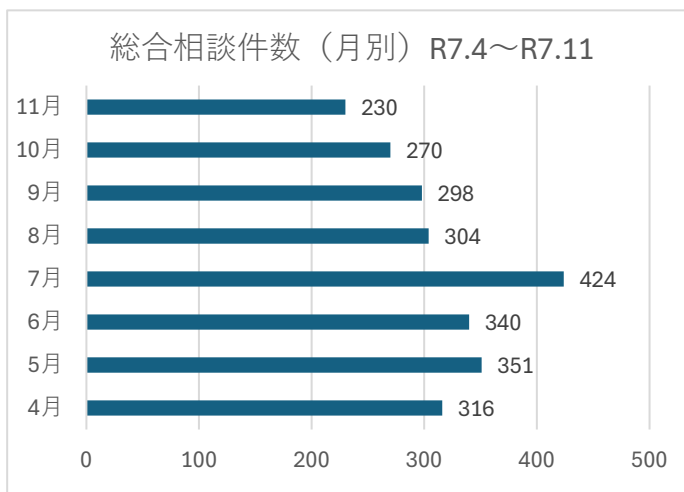
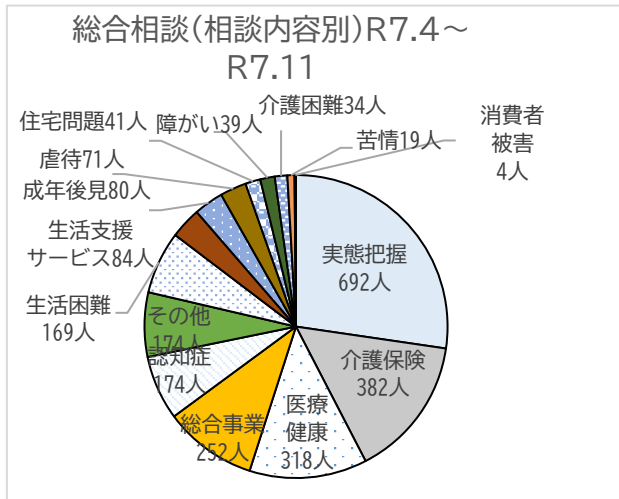
事業名		事業内容	実績
【介護予防・日常生活支援総合事業】			
1	訪問型サービス	ヘルパーによる掃除、洗濯等の日常生活上の支援	1,250件
2	通所型サービス	デイサービス等での機能訓練や集いの場など日常生活上の支援	1,629件
3	その他生活支援サービス	栄養改善や独居高齢者の見守りを目的とした配食	129人
4	介護予防ケアマネジメント	要支援1・2、事業対象者への適切なサービス提供のためのケアマネジメント	3,284件
【指定介護予防支援事業】			
1	介護予防支援計画作成	要支援1・2、事業対象者への適切なサービス提供のためのケアマネジメント	1,336件
○一般会計 重層的支援体制整備事業			
【地域介護予防活動支援事業】			
1	介護予防事業対象者把握事業	基本チェックリスト(133人)、把握事業(7人)、MCIチェックリスト(27人)、警察庁認知機能検査を実施(21人)	167人
2	介護予防普及啓発事業	回想法事業(148人)、集いの場への講師派遣(1773人)、健康体操教室(シニア517人、プール576人、運転55人、ポイント事業(188人)	3,257人
3	地域介護予防活動支援事業	介護予防サポーター養成講座(79人)、温泉施設利用助成(806人)	885人
4	地域リハビリテーション活動支援事業	エナジーバード体操研修会(2回)	77人
【生活支援体制整備事業】			
1	地域ケア会議推進事業	地域ケア個別会議・地域自治区ケア推進会議(懇談会・合同会議)・市地域ケア推進会議	個別51回・自治区24回
2	在宅医療介護連携事業	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討会議 多職種連携研修会(R8.1.22)	1回 開催予定
3	認知症初期集中支援チーム	チーム員による支援 認知症疾患医療センター(大湫病院)啓発映画上映会(R7.8.7)	新規6件 148人
認知症地域支援・ケア向上事業			
4	1 多職種連携研修	認知症希望大使講演会(R8.2.28)	開催予定
	2 認知症の方の家族のつどい	介護者を支える場として認知症地域支援員が中心に実施(出入り自由フリー参加)	20人
	3 認知症カフェ	ささゆりカフェ 6回	234人
5	生活支援体制整備事業	第1層協議体会議 支え合い活動団体情報交換会	3回 1回
【地域包括支援センター】			
1	総合相談支援業務	医療・福祉・介護サービスの利用に繋ぎ継続的な支援を実施	2533人
2	権利擁護業務	虐待対応・予防活動実施	通報11件 コア会議13回
3	包括的・継続的ケアマネジメント	定期的なケアマネ連絡会の開催・個別相談実施	428人
4	家族介護者支援事業	介護者同士の交流や気分転換の場(2回)	17人
5	高齢者あんしん見守り登録	認知症による行方不明になる恐れのある方の登録、見守りシールの交付、個人賠償責任保険の加入	11人(新規3人)
6	高齢者見守り活動支援事業	高齢者の安否確認のため市内事業所と協定締結	35ヶ所
7	高齢者等位置検索端末機購入助成事業	GPS機器購入費の一部助成	0人
8	介護用品購入助成事業	介護用品購入費用の一部助成	183人
9	成年後見利用促進・利用支援事業	後見制度の周知。申立費用、報酬を助成	申立0件 報酬2件
10	認知症サポーター養成講座	地域での理解と早期対応の知識普及のための講座(7回) 認知症サポーター活動支援(あんしん声掛け訓練)	104人 154人
11	緊急通報システム整備事業	独居高齢者の日常生活の安全確保	133
12	若年性認知症の人と家族の支援	しごとフェア(大湫病院主催)へのブース・認知症カフェ出店(R8.2.23)	参加予定
13	後期高齢者の保健事業と介護予防の一体化	保健事業と介護予防事業を一体的に実施	25回

1)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援計画作成

令和6年度の制度改正以降、介護予防支援計画作成については、地域包括支援センターからの委託は減少し、居宅介護支援事業所が「指定介護予防支援事業所」として、利用者との直接契約が増えている。

	包括	委託	合計	直接契約
介護予防支援計画作成	69	1,410	1,479	1,338
介護予防ケアマネジメント	1,506	1,364	2,870	
合計	1,575	4,349	4,349	1,338

2)総合相談内容内訳



総合相談では、支援初期段階での実態把握が中心となっている。地域の民生委員や医療機関などから支援依頼が寄せられ、訪問による実態把握を行っている。一方で、本来増加を期待したい総合相談は減少し、少数ながら虐待や成年後見制度など権利擁護に関する相談が増えている。

月別では7月が最も多く、猛暑により独居や高齢世帯など支援者不在の方の体調不良への対応が増えたことが主な要因である。また、虐待に関わる要支援事例の増加も影響している。さらに、例年12月～2月は寒さによる体調悪化や死亡事例が発生しやすく、相談件数が増える傾向にある。

3)地域リハビリテーション活動支援事業

年齢を重ねても、元気に住み慣れた地域で暮らし続けられることを目的に、「エナジーバード体操」を制作。この体操は、恵那の皆様が「じいじ・ばあば」と呼ばれる世代になっても、いつまでも元気に活動していただけることを願って制作。すこやかデイサービスや地域のサロン等で活用している。受講された方の反響が良く、口コミで参加希望が広がり500冊増刷した。令和8年度は定期的な教室を開催し、切れ目ない普及啓発につなげていく。



4)介護予防普及啓発事業

介護予防教室の開催

市内公共施設3カ所で健康シニア応援塾を開催し、山岡健康増進センター楽歩ではプールウォーキングを開催した。全教室において、参加前と参加後では、運動習慣保持者の増加がみられている。

運転応援事業の開催 三郷、笠置地域、岩村警部交番にて開催した。

予防事業の普及啓発

すこやかデイサービス(いきいき教室)の活動紹介動画を作成した。令和8年度はアミックスコム、市ウェブサイト等で周知予定。



5)在宅医療・介護連携事業

情報共有への支援:つながるカードの普及啓発

介護支援専門員が参加するケアマネ連絡会で、ワーキンググループのメンバーが講師となり、ACP の勉強会を実施した。また、中津川・恵那広域連合の専門職連携会講演会や、認知症啓発講演会(認知症疾患医療センター大湫病院主催の映画上映)において、つながるカードの周知を行った。

多職種連携研修:歯科医師会との研修会

昨年度開催し、好評であったため、今年度も実施。朝日大学歯学部教授の谷口裕重先生による「食べるを支える新常識」と題して講演会を実施、食べる力を鍛えるトレーニングや必要性等についての講演会の後、グループワークを通じて連携について話し合った。

6)回想法センターについて

回想法センターは、行事の参加者が施設利用者に偏り、一般市民への普及が十分に進んでいない課題がある。このため、認知症予防をより効果的に進めるには、地域に身近な形で事業を展開する必要があると判断し、令和 8 年 3 月末をもって指定管理者制度を終了し、市直営での運営に移行する。移行後も、NPO 法人シルバー総合研究所の技術的支援を受け、事業の充実・強化を図っていく。

7)認知症施策について

認知症の方の家族の集い

介護者を支える場として認知症地域支援員が中心に実施した。申し込み不要、出入り自由、フリー参加で、延べ 20 名の参加があった。気軽に安心してじっくり話ができたと好評であった。

認知症サポーター活動支援

認知症サポーターが主体となり、まきがね公園で開催された健幸フェスタにおいて、「あんしん声掛け訓練」を実施した。会場内では、幅広い世代を対象に、あんしん見守りシールの読み取り体験を行った。

認知症普及啓発事業

『広報えな』7月号で、介護者や家族が認知症を自分のこととして捉えられるよう特集を組み、身近な理解の促進に取り組んだ。

また、大湫病院と共催で夏休みに啓発映画の上映会を実施。親子を含む 148 名が参加した。参加者からは、家族で鑑賞することで、認知症になっても理解してもらえると安心したとの声が寄せられた。



8)権利擁護業務

虐待対応 R6 年度ケースの振り返り会議の実施

前年度の事例を振り返り、支援の適切性を多角的に検討するための会議を実施した。アドバイザーとして、県の高齢者権利擁護センター専門職派遣制度を活用し、弁護士・社会福祉士の助言を得ながら事例検討を行った。今後の対応力向上につながる学びが多く、参加者からは自信を持って対応できるとの声が聞かれた。

虐待マニュアル・身寄りのない高齢者等支援のガイドラインの策定

虐待防止マニュアル改訂

法改正に合わせて改訂。最新の制度・通知を反映し、現場で使いやすい内容に整理した。

身寄りのない高齢者等支援ガイドライン策定

一人暮らし高齢者や身寄りのない高齢者等の増加を踏まえ、医療・介護サービス利用時の不安を軽減し、地域全体で支える体制の構築を目的として作成した。権利擁護マニュアルとし、令和 8 年度に配布および周知を行う予定。



(2) 介護予防支援計画作成業務の委託先一覧

令和7年7月～令和7年11月

	事業所名	所在地	委託件数(11月)	
			予防給付	総合事業
1	恵那市社協ケアプランセンター	恵那市大井町727-11	32	11
2	※恵那市社協ケアプランセンター恵那南	恵那市山岡町上手向1228番地1	64	61
3	ケアプランセンター明日香苑	恵那市三郷町佐々良木1470-1	-	13
4	くわのみ福祉よろず相談所	恵那市岩村町飯羽間1616	12	3
5	ケアマネあじさい	恵那市明智町1110-5	20	15
6	まちづくり居宅介護支援事業所	恵那市山岡町上手向599-1	7	7
7	Kanekuケアプランセンター恵那	恵那市大井町1122-4	8	1
8	未来設計 おひさま	恵那市大井町2695番地511	-	20
9	3rd life	恵那市長島町正家3丁目8-64-3	-	24
10	介護まちなか相談所	恵那市岩村町262-1	-	6
11	「結い」介護相談室	恵那市武並町藤1712-8	27	24
12	居宅介護支援事業所ほっと	中津川市蛭川5735-227	-	0
13	ケアプランセンターもみじ	恵那市武並町竹折603番地2	4	0
14	えなぼん社会福祉士事務所	恵那市長島町正家1-4-13	0	0
15	ケアプランSORA	恵那市長島町正家437番地	-	5
16	居宅介護支援事業所福寿苑	恵那市上矢作町下723番地1	6	8
17	こころケアプランセンター大井	恵那市東野1212-4	0	1
18	恵那めぐみケアプランセンター	恵那市長島町中野1205番地72	13	6
19	中野方めぐみケアプランセンター	恵那市中野方町1768-1	0	0
20	myケアマネおひさま	恵那市大井町2372番地6	2	0
22	介護の相談所 花*花	恵那市岩村町1664番地19	-	8
23	中部ケアプランセンター	恵那市長島町中野1216-8	0	0
24	居宅介護支援事業所シクラメン	中津川市阿木2811-1	0	2
25	みずなみ瀬戸の里ケアプランセンター	瑞浪市稲津町小里2723番地1	1	0
			196	215

※令和7年10月1日から社協ケアプラン明智・山岡と社協ケアプラン岩村・上矢作を再編し名称変更

指定介護予防支援事業所

	事業所名	指定年月日
1	未来設計 おひさま	令和6年4月1日～
2	3rd life	令和6年4月1日～
3	介護まちなか相談所	令和6年4月1日～
4	居宅介護支援事業所ほっと	令和6年4月1日～
5	ケアプランセンター明日香苑	令和6年4月1日～
6	ケアプランSORA	令和7年1月1日～
7	※こころケアプランセンター大井	令和7年5月1日～
8	介護の相談所 花*花	令和7年10月1日～

※住所地特例者は令和7年8月1日から指定

(3) 令和8年度恵那地地域包括支援センター事業実施方針及び事業計画(案)

令和8年度 恵那市地域包括支援センター 事業実施方針

(案)



恵那市

目 次

I 事業実施方針策定の趣旨

II 地域包括支援センター等の意義・目的

III 運営上の基本的な考え方や理念

- 1 公益性
- 2 地域性
- 3 協働性

IV 業務推進の指針

1 共通事項

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み
- (2) 事業計画の策定
- (3) 設置場所等
- (4) 職員の姿勢
- (5) 地域との連携
- (6) 個人情報の保護
- (7) 広報活動
- (8) 感染症対策の強化
- (9) 業務継続に向けた取り組みの強化
- (10) 会議や多職種連携における ICT の活用
- (11) 苦情窓口

2 業務内容

- (1) 介護予防、日常生活支援総合事業
- (2) 指定介護予防支援事業
- (3) (重層的支援) 地域介護予防活動支援事業
- (4) (重層的支援) 生活支援体制整備事業
- (5) (重層的支援) 地域包括支援センター

I 事業実施方針策定の趣旨

この事業実施方針は、恵那市地域包括支援センター（以下「センター」という）の目的、運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にすると共に、業務の円滑、効果的な実施に資することを目的に策定する。

II 地域包括支援センター等の意義・目的

センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行なうことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。（介護保険法第 115 条の 46）

センターの設置主体は恵那市（以下「市」という）であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備に努め、その運営について適切に関与する。

具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築など重点的な取り組み方針について市とセンターが共通認識のもと、協働して適切な運営に努める。

市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保するものとする。

III 運営上の基本的な考え方や理念

1 公益性

- (1) センターは、市の介護・福祉行政を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行なう。
- (2) センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われることを十分理解し、適切な事業運営を行なう。（不当に特定の事業所に偏らない事業運営を行なうよう努める）

2 地域性

- (1) センターは地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行なう。
- (2) 地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性

- (1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が「縦割り」に業務を行なうのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支える。
- (2) 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

IV業務推進の指針

1 共通事項

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み
センターにおいては、業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援を担う。
- (2) 事業計画の策定
センターは、地域の実情に応じて優先順位を検討したうえで、必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある相違工夫した事業運営に努める。また、LIFE 等を活用した計画の作成や PDCA サイクルの推進に努める。
- (3) 設置場所等
地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所にセンターを設置する。
- (4) 職員の姿勢
センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を与えるために業務を遂行する。また、適切なサービスの提供を確保する観点から、ハラスメント対策に関する方針の明確化等を行う。
- (5) 地域との連携
地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等の場を通じ、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させると共に、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。
- (6) 個人情報の保護
個人情報の取扱いについては、恵那市個人情報保護条例を遵守し、センターが有する高齢者の情報が、業務の関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底する。
- (7) 広報活動
センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報誌等を作成し、様々な場所や機関への配布を行なうなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。
- (8) 感染症対策の強化
感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染症委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等を実施する。
- (9) 業務継続に向けた取組の強化
感染症や災害が発生した場合であっても、支援が継続的に提供できる体制構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。
- (10) 会議や多職種連携におけるICTの活用
運営基準において実施が求められる各種会議等について、多職種連携の促進と効率化の観点から、以下の方法を活用する。

- ① 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を必要に応じて活用する。
 - ② 利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を必要に応じて活用する。
- (11) 苦情窓口
センターに対応する苦情について適切に対応する。

2 業務内容

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業

地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムをめざす方向であり、制度分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という関係を超え、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を推進する。

ア、介護予防ケアマネジメント

センターは、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を対象として、介護予防ケアマネジメントに基づき、多様なニーズに応じた多様なサービスを提供する介護予防ケアマネジメント事業を実施する。

そのため、窓口に来た高齢者に対し、センターは、恵那市と一体となって、要介護・要支援認定または「基本チェックリスト」該当性判定の申請及びそれに関する相談を受け付ける事を基本とし、対象者が利用しようとするサービスの種類に応じて、次の種類のいずれかの介護予防ケアマネジメントを実施する。その際利用者への説明・同意等に関しては利用者の利便性を図る。

介護予防ケアマネジメント一覧

類 型	サービス種類	作成料/月	
ケアマネジメント A (原則的なケアマネジメント)	従来相当訪問サービス	利用月額	4,420 円
	訪問型サービス C	初回加算	3,000 円
		委託連携加算	3,000 円
	従来相当通所サービス	高齢者虐待防止措置未実施減算	
	通所型サービス C		-44 円
ケアマネジメント B (簡略化したケアマネジメント)	訪問型サービス A	利用月額	2,150 円
		初回加算	2,210 円
	通所型サービス A	委託連携加算	2,210 円
		高齢者虐待防止措置未実施減算	
			-21 円

類 型	サービス種類	作成料/月
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	訪問型サービスB	初回利用月のみ 2,150円
	通所型サービスB	高齢者虐待防止措置未実施減算
	見守り食事サービス	-21円

イ、介護予防・生活支援サービス

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合い体制づくりを推進する。

	類 型	事 業 名	事 業 所 名
訪問サービス	訪問型独自サービス	訪問介護	各介護保険サービス事業所
	訪問型サービスA	すこやかヘルパー	シルバー人材センター
	訪問型サービスC	すこやかお口訪問	歯科衛生士
		すこやか食事訪問	岐阜県栄養士会
		食生活エーナ訪問	恵那市食生活改善連絡協議会
通所サービス	通所型独自サービス	通所介護	各介護保険サービス事業所
	通所型サービスA	すこやかデイサービス	山岡デイサービスセンターゆとり
			いきいき教室
			「結い」いきいき教室
			社協いきいき教室恵那
			社協いきいき教室岩村
			社協いきいき教室明智
	通所型サービスB	お出かけエーナ	NPO法人まんさく
NPO法人みさと愛の会			
他	生活支援サービス	お元気見守り食事サービス	NPO法人まめに暮らそまい会
			各任意団体

(2) 指定介護予防支援事業

① 指定介護予防支援

要支援者が予防給付の対象となる介護予防サービスの利用ができるよう、利用者の自立支援に資するサービス提供を考慮しケアマネジメントを行う。

利用者への説明・同意等に関しては、利用者の利便性を考慮する。また、ケアプラン作成業務を委託する際は、公平性・中立性のうえ事業所を選定する。

介護予防支援一覧

類 型	作成料/月
介護予防支援費 I（地域包括支援センターが計画作成した場合）	4,420 円
介護予防支援費 II（指定居宅介護予防支援事業所が // ）	4,720 円
初回加算	3,000 円
委託連携加算（Iのみ）	3,000 円

(3) (重層的支援) 地域介護予防活動支援事業

① 一般介護予防事業

要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者を早期に把握し、要介護状態等となることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援を実施する。また、介護予防の意義や知識の普及啓発、地域において介護予防活動が自主的に実施されるよう介護予防に向けた地域づくりを推進する。

分 類	事 業 名
介護予防対象者把握事業	基本チェックリスト把握事業
	MCI（軽度認知障害）対象者把握事業
介護予防普及啓発事業	健康教室・健康教育講師派遣
	保健事業と介護予防の一体化事業
	回想法普及・活用事業
	健康体操教室（健康シニア応援塾）
	健康体操教室（プールウォーキング）
	運転応援事業（返納するという勿れ）
地域介護予防活動支援事業	健康体操教室（エネルギーボード体操教室）
	高齢者温泉施設利用助成
地域リハビリテーション活動支援事業	健幸ポイント事業
	理学療法士による研修会
	介護予防手帳の発行

(4) (重層的支援) 生活支援体制整備事業

① 地域ケア会議

地域ケア会議は、センター職員、市職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、地域代表者等の多職種が参加する会議体であり、多職種が協働して支援困難事例等の個別課題の解決を図る（ネットワーク構築機能）とともに、自立支援に資するケアマネジメントが実践できるよう介護支援専門員の能力を高め（個別課題解決機能）個別機能の課題分析等を積み重ねる事により、地域に共通した地域課題を明確化（地域課題発見機能）し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり（地域づくり、資源開発機能）さらには介護保険事業

計画への反映など政策形成に繋げる機能（政策形成機能）を有する。

ア、地域ケア個別会議

支援に困難を感じているケース、自立に向けた支援が難しいケース、地域課題と考えられるケース等を担当する介護支援専門員等への支援が必要と判断した場合に随時開催する。なお、抽出した地域課題については、地域福祉懇談会で提示し、課題解決に向けた協議を行う。

イ、福祉合同会議（地域自治区ケア推進会議）

地域福祉懇談会で検討された高齢者等に関する地域課題について、社会福祉協議会及び市社会福祉課等と連携し、具体的に解決へ向けた検討会議を適宜開催する。（生活支援体制整備事業の第2層協議体と同一会議体とする。）

ウ、市地域ケア推進会議

地域資源だけでは解決困難な地域課題について検討する。この会議は、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務のうち「その他の地域包括ケアに関すること」の機能と合致するため、年1回地域包括支援センター運営協議会終了後に開催する。

名 称	機 能	構 成 員
地域ケア個別会議	<ul style="list-style-type: none"> ・個別課題解決機能 ・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能など 	市職員・センター職員・ケアマネジャー・介護サービス事業所・保健医療関係者・民生委員・住民組織・本人・家族等
福祉合同会議 （地域自治区 ケア推進会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能 ・地域づくり、資源開発機能など 	地域自治区・支部社協・民生委員 壮健クラブ・地域の活動団体・医療関係者・ケアマネジャー・振興事務所・その他必要な者
市地域ケア推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援ネットワーク構築機能 ・地域課題発見機能 ・地域づくり、資源開発機能 ・政策形成機能など 	地域包括支援センター運営協議会委員が兼ねる

① 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の一体的な提供と提供体制の構築を推進するために、地域の実情を把握・分析したうえで、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有し、医療機関と介護事

業所等の関係者との協働・連携を推進していく。

地域の目指すべき姿の4つの場面（日常の療養支援・入退院支援・急変時の対応・看取り）を意識して取り組む必要があり、達成すべき目標設定を4つの場面ごとに設定する。

ア、現状分析、課題抽出、施策立案

取組項目	取組内容
地域の医療・介護連携の把握	市ホームページに医療・介護サービス事業所の情報掲載、継続的に更新する
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	在宅医療・介護連携推進会議（2回/年）開催し、専門職によるワーキンググループ会議を随時開催する
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	推進会議にて抽出された課題についての取り組みを実施する

イ、対応策の実施

取組項目	取組内容
在宅医療・介護に関する相談支援	在宅医療・介護連携支援センターを市にと歯科医師会にも配置（委託） 市にはコーディネーターを2名配置し相談に対応する
地域住民への普及啓発	在宅医療・介護において必要な事項について広報等の媒体を活用するなど啓発活動を実施する
医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有ツールの活用について検討を行い、更なる改善を図る
医療・介護関係者の研修	歯科医師会に委託し、また初期集中支援推進事業と連携し、多職種連携研修会を開催する

③ 認知症総合支援事業の推進

ア、認知症初期集中支援推進事業に関する業務

- ・ 認知症初期集中支援チームの配置
専門職と認知症サポート医である専門医で構成する認知症初期集中支援チームを配置する。
- ・ 認知症初期集中支援チームの業務
認知症初期集中支援チームの専門職は、適切な医療・介護等に結び付いていない認知症、又は認知症と疑われる状態の人とその家族を早期から関与し、適切な医療・介護等を受けるために必要な支援等を行ない、専門医は専

門職の活動に必要な助言を行う。

イ、認知症地域支援・ケア向上事業に関する業務

・認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員研修を受講した職員を、認知症地域支援推進員として配置する。

・認知症地域支援推進員の業務

認知症地域支援推進員は、認知症の人やその家族を支える地域の社会資源をコーディネートし、地域の人が地域で暮らし続けられるよう支援するため取り組む。

分類	事業名
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症カフェ（ささゆりカフェ）
	認知症の人の家族のつどい
	若年性認知症の人と家族支援
	認知症多職種連携事業
	認知症ケアパスの活用推進
	チームオレンジ支援
	認知症サポーター活動支援

④ 生活支援体制整備事業

地域の多様な生活支援等サービスを実施する各種団体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図り、高齢者がいきいきとした生活を継続できるよう事業を実施する。

ア、生活支援コーディネーターの配置

高齢者がいきいきとした生活を継続することができるように、地域の多様体と連携しながら、地域の生活支援等サービスの取組みをコーディネートし、サービスの提供体制の整備を行なう。

イ、協議体の設置

協議体は、生活支援体制整備を実施するにあたり、次の役割を担うこととする。

- ・生活支援コーディネーターの組織的な補完
- ・既存の地域資源の把握及び情報の共有
- ・生活支援サービスの体制整備に関する企画、立案、方針策定
- ・地域づくりの意識の統一
- ・情報共有の場と働きかけ

(5) (重層的支援) 地域包括支援センター事業

① 相談支援業務

ア、総合相談業務

地域において安心できる総合相談の拠点としての役割を果たすため、関係機

関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくる。また、生活困窮やヤングケアラーなどの複合的な相談は専門的な支援につながるよう関係機関と連携を図る。

イ、実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家族環境等について実態把握を行なう事で、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。

ウ、地域のネットワーク構築

支援を要する高齢者の把握及び継続的な支援を行なうために、高齢者に関わる医療、介護、福祉サービス関係者、民生委員、自治会等の地域の方々など様々な関係者とのネットワークの構築に努める。

② 権利擁護業務

ア、基本姿勢

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権限を理解し、行使できるように、専門性に基づいた支援をする。

イ、成年後見制度の活用促進

認知症などにより、判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービスや、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

ウ、老人福祉施設等への措置

判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上措置が必要な場合は、市との連携を図って支援することとする。

エ、高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、「恵那市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、市及び関係機関等と連携を図り、適切な対応をする。利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施する。

オ、困難事例への対応

困難事例（複合的課題がある、支援拒否、身寄りのない高齢者等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。

カ、消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行ない、情報伝達と適切な対応により被害の拡大を防ぐよう支援するとともに、被害者に対して被害の回復のために、消費者問題相談窓口等の関係機関を紹介する。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント

ア、包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

包括的・継続的なケアを実践するため、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。加えてリスクマネジメントの推進も図る。

イ、介護支援専門員に対する支援

- ・日常的個別支援・相談
介護支援専門員の日常的業務に関し、専門的な見地から個別指導相談の対応を行なうこととする。
- ・事例検討会・研修会の実施
介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携の上、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。
- ・支援困難事例等への指導・助言
地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、地域ケア会議等を活用し、具体的な支援方針を検討、指導助言等を行なう。
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用
地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図る。

④ 独自のサービス

ア、家族介護者支援事業

事業名	事業内容
家族介護者交流事業	高齢者を介護している介護者が、一時的に介護から解放されて心身のリフレッシュを図り、介護者同士の交流を深める交流会などを開催する
高齢者あんしん見守り登録事業	認知症により行方不明となる恐れのある方の情報を登録し、さらに希望される場合は、見守りシールの交付、GPS 機器購入費の一部助成、個人賠償責任保険の加入をすすめる
高齢者見守り活動支援事業	高齢者の見守りに関する協定事業所との連携を図り、通報及び相談時には早期対応を実施する。活動支援として年1回の事業所連絡会を開催する
高齢者等位置探索端末機購入助成事業	上記のあんしん見守り登録事業のひとつで、位置探索端末機の購入等の費用を助成する
介護用品購入助成事業	在宅で介護を必要とする高齢者の家族に対して、介護用品購入費用の一部を助成する

イ、その他の事業

事業名	事業内容
成年後見利用促進・利用支援事業	成年後見制度利用促進基本計画に沿って正しい理解の促進を図るため制度についての周知・啓発を行う。 また、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものに対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する
認知症サポーター養成講座	認知症に対する地域での理解と早期対応の知識普及のための講座を開催する。地域住民、職場、学校、団体等を対象に随時開催する
緊急通報システム整備事業	一人暮らしの高齢者が、自宅で急病や事故など救急の際、緊急ボタンを押すことにより、消防署に直接通報できる機器を設置（必要に応じ人感センサーをセット）。また、月に1回「お元気見守りコール」で安否確認と機器点検確認を行う
介護保険適正化事業	給付適正化システムを活用して、不適切な報酬算定等を改めるよう指導助言を実施。また、訪問によるケアプラン点検も実施する

令和8年度 事業計画（案）

○介護保険事業特別会計 地域支援事業

事業名	事業内容	目標
【介護予防・日常生活支援総合事業】		
1 介護予防ケアマネジメント		
①介護予防ケアマネジメント		
ケアプランA	要支援1・2、事業対象者への適切なサービス提供のためのケアマネジメント	1,700件
ケアプランB		760件
ケアプランC		4件
2 介護予防・生活支援サービス		
①訪問型サービス		
従来相当	ヘルパーによる掃除、洗濯等の日常生活上の支援	1,500人
サービスA		2400人
サービスC		36人
②通所型サービス		
従来相当	デイサービス等での機能訓練や集いの場など日常生活上の支援	2,400人
サービスA		2,200人
サービスB		3,480人
③その他生活支援サービス		
お元気見守り食事サービス（配食）	栄養改善や独居高齢者の見守りを目的とした配食	2,040人
【指定介護予防支援事業】		
指定介護予防支援		
介護予防支援	要支援1・2、事業対象者への適切なサービス提供のためのケアマネジメント	2,500件
○一般会計 重層的支援体制整備事業		
【地域介護予防活動支援事業】		
1 一般介護予防事業		
①介護予防対象者把握事業		
基本チェックリスト把握事業	基本チェックリスト（支援を要する人の把握方法）の実施	150人
MCI対象者把握事業	警察庁認知機能検査等の実施	50人
②介護予防普及啓発事業		
健康教室・健康教育への講師派遣	1団体へ年3回の講師派遣	1,600人
保健事業と介護予防の一体化事業	保健事業と介護予防事業を一体的に実施	30回
回想法普及・活用事業	回想法センターでの認知症カフェ・回想法出前講座	720人
健康体操教室（健康シニア応援塾）	健康教育、参加前後の効果測定を実施	90人
健康体操教室（プールウォーキング）	プールを使用した教室、参加前後の効果測定を実施	200人
運転応援事業（返納すると言う勿れ）	恵那警察署のタイアップによる健康教室	60人
健康体操教室 「エナジーバード体操教室」	まきがね公園体育館での運動教室（毎週開催 予約不要）	50人
③地域介護予防活動支援事業		
高齢者温泉施設利用助成	高齢者の閉じこもり防止を目的に温泉券の発行	300人
健幸ポイント事業	介護予防事業を対象に高齢者の外出と事業参加を啓発（健幸推進課連携事業）	200件
④地域リハビリテーション活動支援事業		
理学療法士による研修会	介護予防体操の普及を目的とした研修会の実施（事業所従事者・介護予防サポーター養成等）	2回
介護予防手帳の発行	理学療法士による健康体操を内容とした介護予防手帳の活用	1000冊

【生活支援体制整備事業】			
1 地域ケア会議推進事業			
地域ケア個別会議	個別のケースの問題解決と関係機関のネットワークの構築		随時
地域自治区ケア推進会議（懇談会・合同会議）	地域課題の整理・解決策の検討会を地域の代表者と実施		各地域2回程度
市地域ケア推進会議	地域ケア推進会議で検討された課題の共有と政策的検討		1回
2 在宅医療・介護連携推進事業			
現状分析・課題抽出・施策立案	医療介護事業所の情報掲載、課題の抽出と対応策の検討会議開催等		会議2回
対応策の実施	相談窓口の設置、コーディネーター配置、住民への啓発、医療介護関係者の研修		研修1回
3 認知症総合支援事業			
①認知症初期集中支援チーム			
個別ケース支援・啓発事業	認知症サポート医を中心としたチーム員による検討と支援や啓発活動		随時
②認知症地域支援・ケア向上事業			
認知症カフェ（ささゆりカフェ）	認知症地域支援員が中心となり関係機関と連携して開催		8回
認知症の方の家族のつどい	介護者を支える場として認知症地域支援員が中心に実施		4回
若年性認知症の人と家族支援	認知症疾患医療センターと連携を図り啓発活動を実施		随時
認知症多職種連携事業	認知症ケアに関わる多職種間の相互理解を深め統合的な支援に繋ぐための研修会の開催		1回
認知症ケアパスの活用推進	サービスの流れやケア内容を記載した冊子を相談時に活用		随時
チームオレンジ支援	認知症サポーターの定期的な活動の場		1か所
認知症サポーター活動支援活動支援	あんしん声掛け訓練・フォローアップ研修の実施		訓練1回・研修2回
4 生活支援体制整備事業			
生活支援コーディネーター配置	地域の生活支援等サービスの取組みをコーディネートしサービスの提供体制の整備を行う		1名
第1層協議体会合会議（市1か所）	市全体の福祉課題の整理・解決策の検討会議の開催		3回
第2層協議体会合会議（市13か所）	地域課題の整理・解決策の検討会を地域の代表者と実施（地域自治区ケア推進会議）		各地域2回程度
【地域包括支援センター】			
1 総合相談支援業務	医療・福祉・介護サービスの利用に繋ぎ継続的な支援を実施		4,500人
2 権利擁護業務	虐待対応・予防活動実施（普及啓発）		随時
3 包括的・継続的ケアマネジメント	定期的なケアマネ連絡会の開催・個別相談実施		680人
4 家族介護者支援事業			
家族介護者交流事業	介護者同士の交流や気分転換の場		2回
高齢者等あんしん見守り登録事業	認知症による行方不明になる恐れのある方の登録、見守りシールの交付、個人賠償責任保険の加入		保険加入40人 シール20人
高齢者見守り活動支援事業	高齢者の安否確認のため市内事業所と協定締結		35カ所
高齢者等位置検索端末機購入助成事業	GPS機器購入費の一部助成		5人
介護用品購入助成事業	介護用品購入費用の一部助成		360人
9 成年後見利用促進・利用支援事業	後見制度の周知を図る。申立費用・報酬を助成		申立3件 報酬10件
10 認知症サポーター養成講座	地域での理解と早期対応の知識普及のための講座		講座300人
11 緊急通報システム整備事業	独居高齢者の日常生活の安全確保		5人
12 介護保険適正化事業	訪問によるケアプラン点検等の指導助言		随時

(4) その他①

福祉連携型ごみ出し支援事業について

所管課 環境課
高齢福祉課
社会福祉課

1. 事業概要

高齢者世帯の増加や障がい等により、ごみ出し支援を必要とする者は年々増加している。加えて、支援依頼が収集日の朝に集中し、他の訪問サービスと重複するため、限られた人員の中で訪問計画の調整が逼迫している。結果として支援時間の調整難や先送りが生じ、対象者の衛生的な生活環境の維持に支障をきたしている。

このため、収集日以外でも可燃ごみを搬出できる仕組みとして、訪問介護事業所が利用しやすい市内4か所に「福祉連携型ごみ回収ボックス」を設置し、支援体制を強化する。

2. 支援対象者

市内在住者で、要介護・要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業の対象者、または障害福祉サービス利用者のうち、ごみ出しが困難な方

3. 利用できる事業所

支援対象者へのごみ出し支援を実施する訪問介護事業所等

4. 開始時期

事業者説明会や申請受付、回収ボックスの設置等の準備に一定の期間を要することから、令和8年度中の開始に向け調整中

5. 対象となるごみ

可燃ごみ（市指定ごみ袋を使用） ※剪定枝及び刈草は対象外

6. 回収ボックスの設置場所の候補地

ふれあいエコプラザ、岩村振興事務所、山岡振興事務所、明智振興事務所

(4) その他②

恵那市地域包括支援センターの今後の在り方

1. 趣旨

高齢者支援のニーズが複雑・複合化する中、令和6年度より「重層的支援体制整備事業」が開始され、世代・属性を問わない相談支援体制の強化が求められている。専門職の人材確保が困難な状況を踏まえ、職員配置の見直しを行い、地域住民の支援体制を充実させる。

2. 背景と課題

■ 高齢化の進行

高齢化率：令和6年 36.3% → 令和17年 40.2%
総人口：令和6年 46,282人 → 令和17年 37,743人

■ 相談件数の増加

恵那センター：令和2年 1,814件 → 令和6年 2,856件
恵南センター：令和2年 1,243件 → 令和6年 1,242件（横ばい）

■ 人材確保が困難

○主任介護支援専門員の養成には長期間を要する

○人員配置基準

・第1号被保険者(65歳以上)3,000～6,000人ごとに、3職種各1名以上の配置が必要
・複数センターで担当区域を合算し、その区域の基準に応じて3職種配置(常勤換算)を可能とする。ただし1拠点には3職種中いずれか2職種以上は常勤職員を配置する。(恵那市の場合はサブセンターのため、合算して各3人以上の配置があればよい)

3. 対策案

- ・令和9年度に恵南包括支援センターの一部委託を目指し、その準備期間として令和8年度に主任介護支援専門員を外部委託により配置
- ・民間事業所の専門性を活用し、効率的かつ持続可能な支援体制の構築を図る
- ・法令に基づき、地域包括支援センターに3職種(主介護支援専門員・保健師・社会福祉士)を各3名配置(恵南には、2職種をセンターに配置する)

4. スケジュール(案)

年度	恵那市センター(基幹)	恵南センター(支所)
R8年4月	現行体制を維持	主任介護支援専門員1名を委託配置
R9年4月	本所機能継続	委託センターとして運営(一部委託)

(4) その他③

令和8年度からの包括支援センター運営協議会の開催方式の変更について

1. 開催方法

令和8年度より、「介護保険運営協議会」と「地域包括支援センター運営協議会」を
合同で開催する

2. 各会議体の役割

介護運協：事業計画、制度運営、給付・執行、地域密着の指定等

包括運協：センターの設置・運営、業務方針、事業評価、介護予防支援の指定等

3. 開催方式を変更する理由

- ・情報共有の統一化

市として一元的に対応・整理した上で説明する必要が高まっている

- ・高齢者の課題の複雑化

地域包括ケアの視点で包括的な議論が可能

- ・地域包括支援センターとの連携強化

恵那市全体で支援体制を確認し、介護給付の抑制と介護予防の促進を図る

4. 委員の皆さまへの影響

- ・会議出席の負担

開催回数は従来と同じ(7月と2月の年2回)だが、協議事項が増える

- ・議論しやすくなる

恵那市の現状を共有でき、状況を知った上で判断が可能

- ・報酬

合同開催でも変更なし(1日3,000円)

5. 委員委嘱

令和8年度委員委嘱

現在委嘱の皆様(任期 R7.7.1~R9.3.31 の2年)

新たに令和8年度から委嘱する皆様

(任期 R8.7.1~R9.3.31 の1年)

委員構成員(案)

別紙のとおり

恵那市介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会

委員名簿

[任期 令和7年7月31日～令和9年3月31日]

区分	選出団体等
1 被 保 険 者 委 員	恵那市壮健クラブ連合会
	公募
	公募
4 学 識 経 験 者	恵那市社会福祉協議会
	恵中医会
	恵南医会
	恵那歯科医師会
8 介 護 サ ー ビ ス 提 供 事 業 者	民生委員・児童委員協議会
	居宅介護支援事業所
	小規模多機能型 サービス事業所
	デイサービスセンター
	特別養護老人ホーム
13	介護老人保健施設
15 諸 団 体	グループホーム
	恵那市シルバー人材センター
	NPO法人
17	恵那市障がい者団体連絡協議会

恵那市地域包括支援センター運営協議会

委員名簿

任期 令和6年7月1日～令和8年3月31日

職 名 等	氏 名
1 壮健クラブ	杉原 君代
2 2号被保険者代表	岡田 綾子
3 2号被保険者代表	長谷川 俊子
4 1号被保険者代表	井上 勇雄
5 1号被保険者代表	伊藤 功一
6 社会福祉協議会	加藤 信之
7 恵南医会代表	西脇 巨記
8 歯科医師会	藤岡 幹久
9 薬剤師会	手鹿 康宏
10 民生児童委員会	可知 伸康
11 介護支援専門員	遠山 陽子
12 介護予防サービス事業者	渡邊 和子
13 インフォーマルサービス	小林 聖
14 NPO法人 東濃成年後見センター	土本 基男
15 日本福祉大学中央福祉 専門学校非常勤講師	繁澤 正彦

恵那市介護保険運営協議会、恵那市地域包括支援センター運営協議会

委員名簿

[任期 令和8年7月1日～令和9年3月31日]

区分	選出団体等	氏 名
1 被 保 険 者 委 員	恵那市壮健クラブ連合会	
	公募（1号被保険者）	
	公募（1号被保険者）	
4 学 識 経 験 者	恵那市社会福祉協議会	
	恵中医会	
	恵南医会	
	恵那歯科医師会	
	恵那薬剤師会	
9 介 護 サ ー ビ ス 提 供 事 業 者	介護支援専門員（主任ケアマネ）	
	介護保険施設（特養）	
	介護保険施設（老健）	
	介護保険施設（グループホーム）	
	介護保険事業所（小規模多機能）	
14	介護保険事業所（デイサービス）	
15 諸 団 体	介護予防サービス事業者	
	民生委員・児童委員協議会	
	恵那市シルバー人材センター	
	恵那市障がい者団体連絡協議会	
	包括的サービス提供事業者	
	NPO法人 東濃成年後見センター	

改正

平成29年3月23日規則第19号

恵那市介護保険運営協議会規則

(設置)

第1条 介護保険事業の円滑な運営及び介護保険制度の推進を図るため、恵那市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 介護保険事業に関する施策の実施状況に関すること。
- (2) 介護保険事業に関する調査研究
- (3) その他介護保険に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 被保険者委員
- (2) 介護に関し学識又は経験を有する委員
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する委員
- (4) その他必要と認められる委員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、委員の互選とし、協議会を代表として会務を総括する。

2 副会長は、会長の指名した者とし、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(報告)

第6条 協議会は、協議の結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、これを尊重するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、医療福祉部高齢福祉課において処理する。

一部改正〔平成29年規則19号〕

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日規則第19号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

改正

平成29年3月23日総務第23819号

令和3年2月25日医高第3638号

恵那市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第2項の規定により設置する恵那市地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）の公正及び中立性の確保とその他支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、恵那市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和3年医高3638号〕

(協議事項)

第2条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、意見を述べることができる。

- (1) 支援センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。
 - ア 支援センターの設置、変更及び廃止
 - イ 支援センターの担当する圏域の設定
 - ウ 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業の業務の法人への委託及び包括的支援事業の業務を委託された法人の変更
 - エ 支援センターが法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定及び変更
 - オ 支援センターが法第58条第1項に規定する指定介護予防支援に関する業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定及び変更
 - カ その他運営協議会が支援センターの公正・中立性を確保するために必要と判断した事項
- (2) 支援センターの運営及び評価に関すること。
 - ア 年度ごとに支援センターの事業内容及び予算決算に係る報告を受ける。
 - イ 支援センターが作成する介護予防プランの内容評価
 - ウ その他運営協議会が支援センターの運営及び評価に関し必要と判断した事項
- (3) 介護保険に関する施策の実施状況の調査及び評価

(4) その他運営協議会が必要と判断した地域包括ケアに関すること。

一部改正〔令和3年医高3638号〕

(委員)

第3条 運営協議会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業に従事する者及び、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等

(2) 介護サービス及び介護予防サービスを利用する者又はその家族及び、介護保険の被保険者
(1号及び2号)

(3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者

(4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 運営協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を統括し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、運営協議会において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 運営協議会に関する庶務は、医療福祉部高齢福祉課において処理する。

一部改正〔平成29年総務23819号〕

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日総務第23819号)

この決裁は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月25日医高第3638号)

この決裁は、決裁の日から施行する。